

# 令和3年第3回神奈川県議会定例会議案

(予算 その5)



目 次		
議 案 番 号	件 名	ペー ジ
定県第 144 号議案	令和3年度神奈川県一般会計補正予算（第20号）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
	第2表 繰越明許費	3
	第3表 債務負担行為追加	5
	第4表 地方債変更	8
定県第 145 号議案	同 年度神奈川県 水源環境保全・再生事業会計補正予算（第1号）	11
定県第 146 号議案	同 年度神奈川県 水道事業会計補正予算（第1号）	13
定県第 147 号議案	同 年度神奈川県 電気事業会計補正予算（第1号）	15
定県第 148 号議案	同 年度神奈川県 酒匂川総合開発事業会計補正予算（第1号）	17



## 令和3年度神奈川県一般会計補正予算（第20号）

令和3年度神奈川県一般会計の補正予算（第20号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億2,217万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2兆7,544億408万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債変更」による。

令和3年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 国庫支出金		千円 910,669,537	千円 1,041,093	千円 911,710,630
	1 国庫負担金	54,928,710	89,158	55,017,868
	2 国庫補助金	848,161,146	951,935	849,113,081
11 繰入金		107,025,683	133,737	107,159,420
	2 基金繰入金	105,206,091	133,737	105,339,828
14 県債		295,998,207	247,344	296,245,551
	1 県債	295,998,207	247,344	296,245,551
歳入合計		2,752,981,906	1,422,174	2,754,404,080

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民生費		千円 342,757,288	千円 326,403	千円 343,083,691
	2 障害福祉費	72,461,326	58,929	72,520,255
	3 老人福祉費	118,476,206	267,474	118,743,680
5 衛生費		457,674,759	372,239	458,046,998
	1 公衆衛生費	280,329,786	372,239	280,702,025
12 災害復旧費		2,349,771	723,532	3,073,303
	1 農林水産施設 災害復旧費	884,771	723,532	1,608,303
歳出合計		2,752,981,906	1,422,174	2,754,404,080

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 114,997
	9 国際文化観光費		114,997
		国内観光プロモーション推進事業費	114,997
7 農林水産業費			20,000
	5 水産業費		20,000
		県営漁港整備事業費	20,000
8 商工費			100,000
	1 商工総務費		100,000
		商業活性化推進事業費	100,000
9 土木費			1,173,698
	2 道路橋りょう費		315,968
		橋りょう補修費	65,000
		街路整備費	250,968
	3 河川海岸費		244,230
		河川修繕費	187,200
		河川改修事業費	30,030
		海岸高潮対策費	27,000
	4 砂防費		611,500
		急傾斜地崩壊対策事業費	611,500
	5 港湾費		2,000
港湾修築費		2,000	
10 警察費			112,983

款	項	事業名	金額
	1 警察管理費		千円 112,983
		交番新築工事費	112,983
11 教育費			157,405
	4 高等学校費		157,405
		高等学校施設整備工事関連費	157,405
12 災害復旧費			1,241,672
	1 農林水産施設災害復旧費		1,165,832
		現年災害復旧費	891,376
		過年災害復旧費	274,456
	2 公共土木施設災害復旧費		75,840
		過年災害復旧費	75,840
	合	計	2,920,755



第 3 表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
古都及び緑地保全事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	千円 5,000
土地改良施設危険防止対策事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	5,000
県有林事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	6,996
旧社営林事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	60,000
林道改良事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	30,360
治山事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	8,734
保安林改良事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	7,854
水源林整備事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	186,656
県営漁港整備事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	12,500
道路補修費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	1,563,300
道路災害防除事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	40,000
電線地中化促進事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	17,000
交通安全施設等整備費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	364,000
橋りょう補修費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	55,000
街路樹維持事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	16,000
道路改良費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	258,050

事 項	期 間	限 度 額
街路整備費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	千円 245,000
河川修繕費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	580,500
河川改修事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	472,100
海岸補修費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	45,000
海岸高潮対策費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	155,000
砂防林事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	46,000
砂防施設改良費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	3,000
急傾斜地施設改良費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	15,000
砂防環境整備費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	5,000
防災砂防事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	40,000
地すべり対策事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	18,500
急傾斜地崩壊対策事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	175,500
港湾補修費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	35,000
公園整備費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	51,000
警察施設各所営繕費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	173,074
交通安全施設整備費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	261,000

事 項	期 間	限 度 額
高等学校施設整備工事費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	千円 1,800,000
高等学校施設整備工事設計調査費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	267,800

第 4 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(災害復旧債) 農林水産施設 災害復旧費	千円 242,000	借入先 財務省、 銀行又は その他	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率とす る。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。た だし、財 政の都合 により償 還年限を 短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 369,000	借入先 財務省、 銀行又は その他	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率とす る。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。た だし、財 政の都合 により償 還年限を 短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 一般歳入 又はその 他
臨時財政 対 策 債	218,046,207	借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 令和3年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本			218,166,551	借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 令和3年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本		

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	295,998,207				296,245,551			



## 令和3年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計 補正予算（第1号）

令和3年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和3年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
丹沢大山保全・再生対策事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	千円 10,000
水源林整備事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	141,368
水源林土壌保全対策事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	62,930



## 令和3年度神奈川県水道事業会計 補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度神奈川県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和3年度神奈川県水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
取水及び浄水施設維持運営費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	118,624 <small>千円</small>
送配水施設維持運営費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	52,230
原水及び浄水設備整備事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	63,014
配水管網再構築事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	228,687
水道施設耐震化事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	426,474
老朽配水管リフレッシュ事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	2,960,880
その他配水設備整備事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	31,482
大口径老朽管リフレッシュ事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	365,308

令和3年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



## 令和3年度神奈川県電気事業会計 補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度神奈川県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和3年度神奈川県電気事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
相模貯水池堆砂対策事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	963,930 <small>千円</small>
相模貯水池管理事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	2,860
水力発電設備整備事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	219,298
玄倉第 1 発電所改造事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	22,000

令和3年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



## 令和3年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計 補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算第4条の次に、次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
三保ダム施設管理事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	27,786
貯水池等保全対策事業費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	207,867

令和3年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

